

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、意思決定の迅速化など経営の効率性を高めると同時に、意思決定プロセスにおける透明性の確保、事業執行における内部統制機能の充実に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士通株式会社	50,320,000	46.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,090,000	6.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,400,000	4.03
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	3,282,500	3.00
株式会社みずほコーポレート銀行	2,000,000	1.83
プレザント バレー	1,957,000	1.79
株式会社損害保険ジャパン	1,500,000	1.37
朝日生命保険相互会社	1,325,000	1.21
ヒルクレスト エルビー	1,177,000	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,170,000	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
下島 文明	他の会社の出身者		○	○	○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
下島 文明		—	富士通株式会社執行役員として豊富な経験を有し、経営の監督が適切有効になされると考えられるため。 なお、同社は当社の主要株主であり、当社は同社の関連会社であります。当社は同社及び同社グループ会社との間に仕入・販売等の取引がありますが、当社グループの事業上、同社及び同社グループへの依存度は低く、大部分は同社グループ以外の企業との取引となっております。このほか、人材、資金面等での連携関係を有しておりますが、当社の独立性が確保される範囲内のものであります。 また下島文明氏は、当社との間に、社外取締役の報酬以外、いかなる金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有していないことから、公正・中立に経営の監督を行っていただける立場にあります。同氏は企業経営に関する高い見識を有し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただいております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役員の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、監査業務に関し適宜情報・意見交換等を行っております。また、監査役は、監査部から内部監査に関し適宜報告を受けるとともに、内部統制推進室をはじめ社内各部門から定期的又は必要に応じ適宜報告を受け又は活動状況を聴取するなど、各部門とコミュニケーションをとりながら監督・監査業務にあたっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
井上 彰	他の会社の出身者									○
小倉 正道	他の会社の出身者		○	○	○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
井上 彰		—	金融機関における長年の業務経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、監査・監督が適切有効になされ则认为されるため。 なお、井上彰氏は当社の主要な借入先である株式会社みずほコーポレート銀行の業務執行者でありましたが、当社監査役就任前に同行を退職しております。 また、同氏は、当社との間に社外監査役の報酬以外、いかなる金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有していないことから、公正・中立に経営の監督を行っていただける立場にあります。同氏は金融機関における豊富な業務経験に基づく高い見識と監査能力を有し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただいております。
小倉 正道	○	—	富士通株式会社の代表取締役副社長及びCFO(最高財務責任者)を歴任し、現在は同社の常勤監査役を務めるなど、経営全般に関し豊富な経験を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、監査・監督が適切有効になされ则认为されるため。 なお、同社は当社の主要株主であり、当社は同社の関連会社であります。当社は同社及び同社グループ会社との間に仕入・販売等の取引がありますが、当社グループの事業上、同社及び同社グループへの依存度は低く、大部分は同社グループ以外の企業との取引となっております。このほか、人材、資金面等での連

		<p>携関係を有しておりますが、当社の独立性が確保される範囲内のものであります。また小倉正道氏は、当社との間に、社外監査役の報酬以外、いかなる金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有していないため、独立役員に指定しております。同氏は企業経営に関する高い見識と監査能力を有し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただいております。</p>
--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は2008年6月に役員退職慰労金制度を廃止し、従来の退職慰労金を基本報酬(月額)に組み入れたうえで、定額部分と業績連動部分に区別することとし、より業績との連動性を高めた弾力的な報酬制度といたしました。なお、役員賞与につきましては、透明性を確保するため、従来どおり株主総会において決議することとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

<平成22年度に係る取締役及び監査役に対する報酬等の総額及び種類別の額>
 ・取締役(社外取締役を除く) 12名 358百万円(基本報酬309百万円、賞与48百万円)
 ・監査役(社外監査役を除く) 1名 26百万円(基本報酬22百万円、賞与4百万円)
 ・社外役員 4名 15百万円(基本報酬13百万円、賞与2百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は月額報酬及び賞与により構成されます。
 月額報酬については、他社の報酬水準を勘案し、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額(取締役:年間5億円、監査役:年間5千万円)の範囲内において決定します。
 各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、責任範囲の大きさ、業績等を勘案して決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定します。
 賞与については、当社の業績を勘案し、取締役及び監査役それぞれの支給総額について、定時株主総会の決議により、ご承認いただいております。各取締役の賞与額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、個人ごとの会社業績への貢献度を勘案して決定します。各監査役の賞与額は、監査役の協議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役が取締役会をやむをえず欠席の場合には、当該取締役会の議事内容につき、担当役員・部門担当者からの個別の説明、資料の配布等を適宜行っております。
 また、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社であり経営執行役(執行役員)制度を採用しております。役員構成は、取締役10名(うち1名が社外取締役)、監査役3名(うち2名が社外監査役)となっております。

取締役会は、毎月1回定期的又は必要に応じて臨時に開催され、経営に関する重要事項を審議・決定しております。

なお、業務執行につきましては、代表取締役及び専務以上の経営執行役で構成される経営戦略討議(原則として毎月3回開催)において業務執行の前提となる重要事項を協議するとともに、全経営執行役で構成される執行会議(原則として毎月3回開催)において業務執行上の具体的重要事項を審議・決定し、特に重要な事項については取締役会に付議しております。

内部統制につきましては、「コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会」が中心となり、内部統制システムの整備・運用を継続的に推進しております。

「コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会」は、コンプライアンスに関する基本方針、施策等の審議・決定を行うほか、日常の社内活動において、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本方針である「FUJITSU GENERAL Way」に基づき、コンプライアンスに関する諸規程・マニュアルの制定、従業員に対する教育等の推進を図っております。また、企業倫理、コンプライアンスに関する問題の早期発見と解決のため、企業倫理ヘルプライン(相談窓口)を社内及び顧問弁護士事務所に設置しております。

また、財務報告に係る内部統制の整備・運用につきましては、内部統制推進室が中心となり、当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制の整備・運用を図っております。

内部監査につきましては、社内の専任組織である監査部(8名)が行っております。

監査役会は、監査役3名(うち2名が社外監査役)で構成されており、監査役は、取締役会に出席するとともに、定期的に又は必要に応じて臨時に監査役会を開催しているほか、常勤監査役による執行会議等の重要な会議への出席、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧などを通じて内部統制システムの構築・運用状況を評価・検証し、業務監査を行っております。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室(2名)を設置しております。

会計監査業務を行った公認会計士の氏名(所属する監査法人、継続監査年数)

原田 一雄(八重洲監査法人、2年)

久具 壽男(八重洲監査法人、4年)

三井 智宇(八重洲監査法人、3年)

なお、公認会計士8名、その他5名が補助者として会計監査業務に関わっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社かつ経営執行役(執行役員)制度の採用により、経営の監督機能の充実と効率的・機動的な業務執行を図るとともに、監査役が経営陣とは独立した立場で監査・監督を行っており、この体制が当社のコーポレートガバナンス上有効と考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成23年の定時株主総会招集通知は6月1日に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	平成23年の定時株主総会は6月28日に開催。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会資料(招集通知、報告書、決議通知)、適時開示情報等を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	法務部及び財務経理統括部にIR担当者を設置。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「FUJITSU GENERAL Way」(富士通グループの理念・指針である「FUJITSU Way」を当社グループ向けに一部アレンジしたもの)において、企業価値の継続的な向上により株主・投資家の期待に応え、顧客とのパートナーシップを大切に、地域社会との共生、取引先との共存共栄を目指すことなどを企業指針として定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「富士通ゼネラルグループ環境方針」において環境保全への取組みの基本方針及び行動指針を定め、グリーン調達や省エネ効率に優れた製品の提供を進めるなど、開発・設計から生産、物流に至るあらゆる段階での環境負荷の低減に努めております。また、「FUJITSU GENERAL Way」では、社会の一員として、企業活動を通じて豊かな社会づくりを担っていくことを目指す旨掲げております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「FUJITSU GENERAL Way」において、事業活動の状況や財務情報を適時・適切に開示することを企業指針として定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、富士通ゼネラルグループの企業価値の継続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、コンプライアンスの徹底及び事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要不可欠と認識し、「コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会」を中核とする社内組織の下記諸活動により、内部統制システムの維持・改善を継続的に推進してまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営者(取締役及び経営執行役をいう。以下同じ。)は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本として「FUJITSU GENERAL Way」を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- (2) 経営者は、継続的な教育の実施等により、使用人に対し「FUJITSU GENERAL Way」の遵守を徹底させるとともに、コンプライアンスを推進する。
- (3) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- (4) 当社は、コンプライアンスに関して、通常の業務報告ルートとは別に直接通報の手段として、通報者の保護等を確保した「企業倫理ヘルプライン」制度を設けている。本制度の活用により、コンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を行う。
- (5) 取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的な受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。
- (6) 当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用を統括する組織として内部統制推進室を設置し、当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制の整備・運用を図る。
- (7) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察や弁護士等と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

2. 損失の危険の管理に関する体制

- (1) 経営者は、事業活動より生ずる様々なリスクに対して想定される規模・発生可能性を常に認識し、事前対応及び発生時対応策の準備等により、リスクを極小化する活動を組織的に行う。
- (2) 当社は、リスク・マネジメント全体を統括する組織として「コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会」を設置し、潜在リスクの洗い出し及びその軽減への取り組みとリスクに関する教育・訓練を行う。
- (3) 当社は、ネットワーク等を通じた情報の社外漏洩等のリスクに対して、ITセキュリティ推進部を中核に情報セキュリティに関する体制強化を推進する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、意思決定の迅速化を図るとともに経営責任を明確化するため、経営の監督機能と執行機能を分離する。
- (2) 取締役会は、経営者及びその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おののおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。
- (3) 経営者は、「取締役会規程」「執行会議規程」「経営戦略討議規程」「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務執行の決定を行う。
- (4) 経営者は、経営方針の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- (5) 取締役会は、経営者及びその他の職務執行組織に毎月の決算報告/業務執行報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 経営者は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、その職務の執行に係る情報について、保管責任者を定めた上、法令及び「情報管理規程」等に基づいて適切に保存及び管理を行う。
- (2) 経営者の職務の執行に係る情報の保管責任者は、その情報を取締役及び監査役からの求めに応じ閲覧可能な体制を整備する。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、富士通ゼネラルグループ各社の経営者に対し、グループの企業価値を最大化することを目的に、グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方等を明確化し、上記の1から4に定める基本方針を遵守する体制の整備に関する指導・支援を行う。
- (2) 当社は、「FUJITSU GENERAL Way」をグループ全体の方針と定め、業務の適正を確保するための各種活動の範囲をグループ全体とし、「コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会」の活動対象もグループ全体とする。
- (3) 当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期報告を受けるとともに重要案件については所定の手続等を求める。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制とその使用人の独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役を補助すべき使用人を置く組織として監査役室を設ける。
- (2) 当社は、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役室スタッフの人事等については、監査役の意見を尊重する。

7. 監査役への報告体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営者は、当社及び子会社の業務または業績に影響する重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、執行会議、コンプライアンス/リスク・マネジメント委員会等の重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務遂行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて経営者または使用人にその説明を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する対応統括部署を総務部門と定めるとともに、反社会的勢力からの不当要求に対して、警察や弁護士等と連携しながら組織的に対応するための具体的な手続・方法を社内規程で定め、使用人への周知を図っております。また、企業防衛対策協議会等を通じ、平素から情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

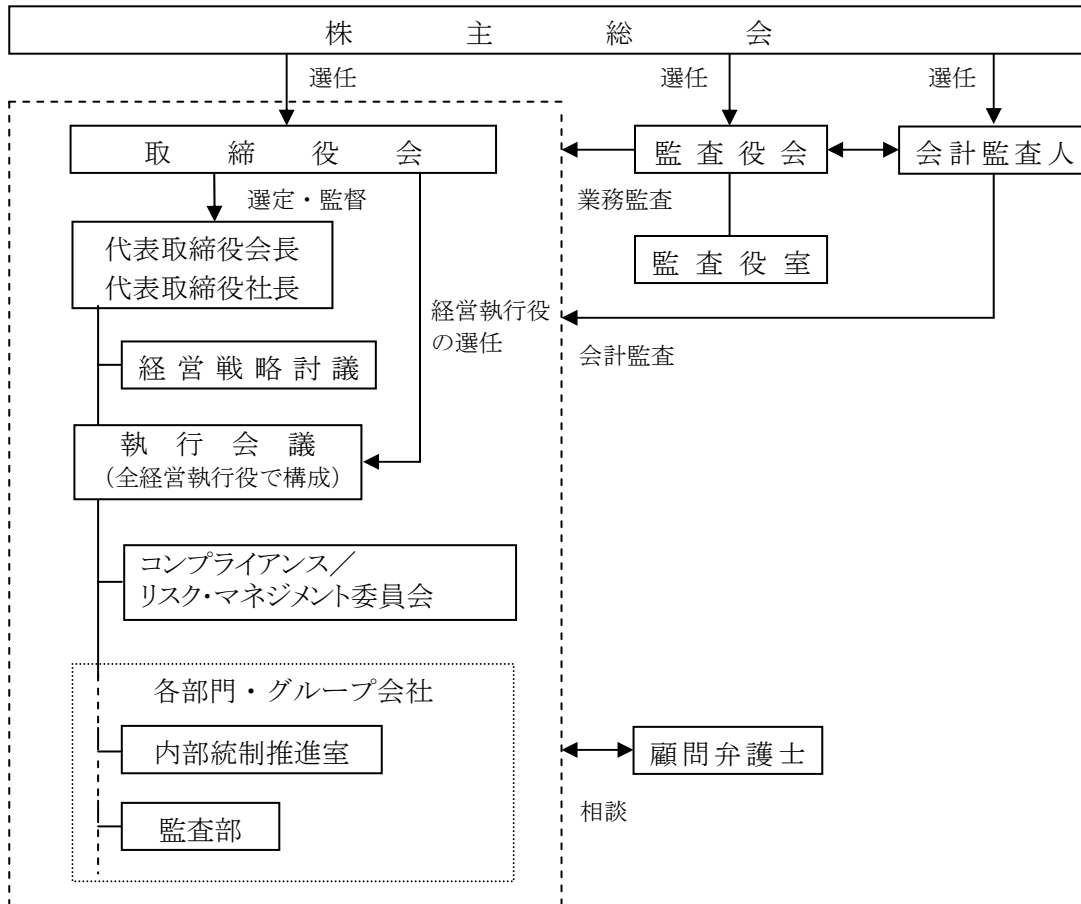
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<コーポレート・ガバナンス体制の概要>



<適時開示体制の概要>

